

第132号議案

島根県手数料条例の一部を改正する条例

島根県手数料条例（平成12年島根県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第7号中「第115条の36第1項」を「第115条の42第1項」に改め、同項第8号中「第115条の30第1項」を「第115条の36第1項」に改める。

別表10の2の項の次に次の1項を加える。

10の3 土壤 汚染対策法 関係手数料	土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成21年法律第23号）附則第2条第1項の規定により同法の施行前においても申請を行うことができることとされる同法による改正後の土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第22条第1項の規定に基づく汚染土壤処理業の許可を受けようとする者	237,000円
---------------------------	--	----------

別表23の項第8号中「第115条の29第1項」を「第115条の35第1項」に改め、同項第9号中「第115条の29第2項」を「第115条の35第2項」に改め、同号ア中「第140条の29」を「第140条の43」に改める。

別表64の項中「第115条第1項」を「第116条第1項」に改める。

附 則

この条例は、土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成21年法律第23号）附則第1条ただし書の政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。ただし、第3条第1項第7号及び第8号並びに別表23の項及び64の項の改正規定は、公布の日から施行する。